

## 港湾国際流通拠点形成方策のあり方（提言案）

1. 本資料の背景及び目的

- 企業活動、特に、製造業を中心とした生産等の活動がグローバル化し、各企業は、グローバルロジスティクス戦略、サプライチェーンマネジメント（SCM）戦略の昨今の動向として、①ジャスト・イン・タイム化、②多頻度小ロット化、③在庫・配送拠点集約化、④流通加工・アセンブリー配送化、⑤多国間部品供給化等、消費者ニーズの多様化や水平分業の進展等に対応して、国際競争力を高めるための様々な物流効率化の取り組みを行なっている。  
特に、我が国とアジア地域の経済活動の一体化の進展により、従来国内の諸地域間でやりとりされていた諸物資の輸送が、港湾を介したアジアとの輸送に転換し、対アジア輸送の準国内輸送化が顕著。
- これらに対応して、我が国産業の国際競争力強化に資する国際貨物輸送の円滑化を目指すには、国際貨物輸送量の99.7%を担う港湾発着国際貨物輸送、特に、貨物輸送のコンテナ化の進展に相俟って著しく増大している港湾発着国際コンテナ貨物輸送の円滑化を図ることが特に重要。
- 現在、スーパー中枢港湾はじめ、港湾の国際競争力の強化を選択的・集中的に進めるための施策の検討が進められているが、これらの施策は、現段階ではコンテナターミナル機能の充実・強化に力点が置かれており、物流効率化に向けた企業活動の支援を含めた港湾ロジスティクス全体の強化・効率化を推進するものとはなっていないのが実状である。  
また、臨海部の物流産業空間は、陸上輸送されてくる国内貨物も合わせて一元的に取り扱うことにより、流通業務の効率化・高度化を図ることができる。  
更には、これら流通業務の効率化は、環境への負荷の低減に資する効果も期待される。
- 本資料は、これら国際コンテナ貨物輸送や港湾における各種施設整備の現状と動向、荷主や物流事業者等のニーズなどを踏まえ、国際貨物輸送の円滑化・効率化、効率的で環境と調和のとれた流通業務の促進に資する港湾のあり方、港湾国際流通拠点としての開発整備のあり方、港湾国際流通拠点の形成方策について提言するもの。

## 2. 港湾国際流通拠点形成の必要性

- 我が国とアジア地域の経済活動の一体化の進展により、従来国内の諸地域間でやりとりされていた諸物資の輸送が、港湾を介したアジアとの輸送に転換し、対アジア輸送の準国内輸送化が顕著。

中でも、アジアとの間の物流は、距離的に見ても、わが国の国内物流と大差のない圏域で行われており、「アジア域内物流が準国内物流化する」中で、物流コストやリードタイムに占める国内物流の比重が高まることから、スピーディーかつシームレスで低廉な物流システムが一層求められている。

- 特に、わが国の市場をターゲットとした新たな物流システムの構築にあたっては、変動の激しいわが国の市場ニーズにきめ細かく柔軟に対応するため、国外でなく、国内にこれらの機能を置くことが合理的である。

また、日本の高度な産業集積と連携した価値付加機能については、日本企業の高度な技術蓄積の維持・拡大の観点も相俟って、わが国でしかその役割を担うことはできない。

- このため、コンテナターミナルと近接してロジスティクス拠点を形成し、在庫管理、流通加工、クロスドックなどの機能を担うことが、リードタイムの短縮、輸送・在庫コストの削減などをもたらす、物流の効率化、ひいてはわが国産業の国際競争力の強化にとって重要。

## 3. 港湾国際流通拠点の目指すべき姿と機能

### 3. 1 港湾国際流通拠点に期待される役割

- 原料・部品の調達、製品配送などについて、在庫管理の徹底、荷主等のニードサイドのニーズへのきめ細かい対応が求められる中、港湾国際流通拠点において、保管・荷捌きのみならず流通加工、在庫管理などの高度なサービスを提供するとともに、生産拠点・消費市場とをつなぐスピーディーかつシームレスな輸送を実現することが求められる。

加えて、国際物流の分野においても、豪雨、台風、地震、津波などの自然災害が発生した場合の迅速かつ適切な対応、これらに備えたリダンダンシー（代替手段）の確保などが求められる。また、地球環境問題への対応、テロや犯罪等に対するセキュリティー確保が併せ求められる。

- これらを踏まえ、港湾国際流通拠点の役割を以下の通りとした。

- 役割1 わが国産業の国際競争力の強化支援
- 役割2 消費者へのサービスの向上支援
- 役割3 環境保全の取り組み支援
- 役割4 地域産業の振興支援
- 役割5 わが国の経済社会の安全・安心の保持

### 3. 2 港湾国際流通拠点に求められる機能

- アジア地域が一体的な圏域となり、活発な経済活動が展開される中、港湾国際流通拠点においては、第一に、アジア諸国等との輸出入貨物を中心とした貨物の輸送効率化機能が求められる。

また、第二に、港湾の立地特性を活かして、例えば、保税制度を活用して原材料を輸入し、流通加工・製造を行なった上で国内や外国に輸出するなど、価値付加機能を担うことが求められる。

- これらを踏まえ、港湾国際流通拠点の機能を以下の通りとした。

#### ① 物流効率化機能： 物流の高度化・効率化を促進

(変動の激しい市場に柔軟に対応するため、わが国の市場をターゲットとしたきめの細かい保管・荷捌き機能等を担う。)

#### ② 価値付加機能： 流通加工・製造の高度化・効率化を促進

(わが国の高度な産業技術の維持や効率的なS C Mの構築などに資する観点から、海外流出をわが国の高度な産業集積と連携した流通加工・生産機能を担う。 )

### 3. 3 港湾国際流通拠点に求められる属性

- 港湾国際流通拠点は、輸出入貨物の迅速かつ円滑な輸送機能を担うことが求められる。その際、増大する港湾発着国際コンテナ貨物の消費地等の目的地への迅速かつ円滑な輸送を実現するためには、コンテナターミナルと港湾国際流通拠点との密接な連携が必要。

また、在庫管理、流通加工など高度な物流機能を担う上で、多数のパートなどの職員を雇用することが必要となるなど、各種機能を併せ持つ総合的な拠点性を有することが必要。

- これらを踏まえ、港湾国際流通拠点に求められる属性を以下の通りとした。

#### ① コンテナターミナルとの一体性

#### ② 各種機能を併せ持つ総合的な拠点性

### 3. 4 港湾国際流通拠点の目指すべき姿

#### (1) コンテナターミナルとの一体化

- 港湾国際流通拠点は、コンテナターミナルとの以下の機能的、物理的な連携による一体化を図ることが、国際コンテナ貨物の輸送におけるリードタイムの短縮、在庫・輸送コストの削減を図る上で重要。
  - ① 機能的な連携による一体化
    - ・ 総合保税地域制度等の適用による国際貨物取り扱いにおける一体性
    - ・ コンテナ流動にかかわる関係者間の情報共有化
  - ② 物理的な連携による一体化
    - ・ コンテナターミナルとのシームレスなコンテナ貨物輸送の実現
- 一方で、保安対策としてコンテナターミナルにおけるセキュリティーの一層の強化が求められる中、港湾国際流通拠点においては、荷主や物流事業者の貨物や車両などの移動の自由度が十分に確保されることが、物流の効率化、流通業務施設の立地促進を図る上で重要。

このため、特殊コンテナ等の港湾国際流通拠点への輸送を認めるに当たっては、S O L L A S 条約に基づくコンテナターミナルの保安対策に支障とならないよう、I T 技術等を活用した十分なセキュリティーの確保が必要。

#### (2) 各種機能を併せ持つ総合的な拠点性

- 港湾国際流通拠点においては、物流効率化機能、価値付加機能と、これらを支える情報機能、アクセス機能、就業者等への各種サービス提供機能、アメニティー機能などの支援機能が発揮されることが必要。
- これら機能を担う各種施設が総合的に立地する総合的な拠点を形成することにより、高度な物流サービスの発揮をサポート。

### 3. 5 港湾国際流通拠点の類型化

#### (1) 全国を背後圏とする港湾国際流通拠点 — 港湾国際中枢流通拠点 —

- 全国を背後圏とした主に国際貨物の集配送、価値付加の機能を担う拠点  
候補港湾例： スーパー中枢港湾（京浜港、伊勢湾港、阪神港）

#### (2) 広域ブロック圏を背後圏とする港湾国際流通拠点 — 港湾国際広域流通拠点 —

- 広域ブロック圏を背後圏とした主に国際貨物の集配送・価値付加の機能を担う拠点  
候補港湾例： 北九州港、博多港、清水港、苫小牧港、那覇港、新潟港、常陸那珂港な

ど

### **(3) 地域の産業及び消費を支える港湾国際流通拠点** —港湾国際地域流通拠点—

- 地域の産業及び消費を支える主に国際貨物の集配送・価値付加の機能を担う拠点  
候補港湾例： 松山港、大分港、下関港など

## **3. 6 港湾国際流通拠点の形成実現に向けた課題**

- ① コンテナヤード搬出入、輸出入手続きに関わる事項
  - 課題1 保税・通関制度及び検疫検査手続きの充実
  - 課題2 国際貿易関係者間の電子的な情報授受
  - 課題3 ゲート時間枠の拡大
- ② 港頭地区の物流機能に関わる事項
  - 課題4 用地取得費、施設使用料等の低廉化
  - 課題5 港頭地区における就労環境の向上
  - 課題6 港頭地区に集積する既存物流拠点の機能向上の推進
- ③ 国内輸送との接続に関わる事項
  - 課題7 港湾と貨物発地・目的地間のアクセスの改善
  - 課題8 特殊コンテナ等の取り扱い、輸送効率化を可能とする環境の整備
  - 課題9 空コンテナ輸送の効率化を可能とする環境の整備

## **4. 港湾国際流通拠点の形成方策の考え方**

### **4. 1 港湾国際流通拠点の形成方策の基本的考え方**

- 世界各国企業の生き残りをかけたSCM戦略として、北米、EU、東アジアの3極間でのジャストインタイムの輸送に対するニーズが高まる中、東アジアの各主要港では、スピーディかつスムーズな荷役の確保に加え、物流の過程で貨物に付加価値を与える政策として、経済特区やロジスティクスセンターの構想・計画が次々と打ち出されているところ。  
こうした中、わが国の主要な国際コンテナ港湾においても、高規格コンテナターミナル、関連交通・情報インフラ等の整備とともに、流通加工機能、在庫管理機能、クロスドック機能といった高度な物流サービスの提供が可能な物流施設の整備や、必要な規制緩和策を備えた港湾国際流通拠点の形成を促進することが重要。
- 港湾国際流通拠点の形成に関する施策立案にあたっては、わが国の経済・貿易形態にふさわしい独自の港湾国際流通拠点像の実現に向け、港湾施設等の公共施設、流通業務

施設、各企業のディストリビューションセンターといった施設の公共性に応じ、PFI事業、民活法特定施設整備事業、民間都市開発事業等、多様な整備手法の選択・導入を考慮することが重要。

また、わが国の港湾国際流通拠点の特性を踏まえて、保税制度や構造改革特区制度などを活用し、適切な支援措置や規制緩和措置の導入に取り組む。

#### 4. 2 港湾国際流通拠点の形成方策

##### (1) 高度な物流サービスの提供が可能な流通業務施設の整備促進

[施策の趣旨]

- 流通加工機能、在庫管理機能、クロスドック機能など高度な物流サービスを提供する共同利用型の特定流通業務施設（流通高度化基盤施設・仮称）は、物流効率化や環境負荷の軽減に大きな効果がある施設。

このため、これら施設の整備に対する支援を行い、港湾国際流通拠点における流通業務施設の立地を促進する。

- また、既存ストックの有効活用の観点から、既存FAZ施設等の増築、改築などにより物流機能の強化を図る取り組みを促進する。
- 更には、港湾国際流通拠点内及び近傍の老朽化あるいは陳腐化した流通業務施設を港湾流通拠点内に移動させる場合には、これら再編整備に関する更なる支援を検討する。

[施策のイメージ]

##### 1) 共同利用型の特定流通業務施設（流通高度化基盤施設・仮称）の整備促進

- ・ 流通加工機能、在庫管理機能などの高度な物流サービスを提供する特定流通業務施設（流通高度化基盤施設・仮称）の整備を促進。
- ・ 流通加工機能、在庫管理機能などの高度な物流サービスを提供する施設への既存物流施設の機能強化を促進する。

##### 2) 流通業務施設の移転などの再編促進

- ・ 特定流通業務施設の立地促進を図るため、旧港地区の古い倉庫、老朽化倉庫などの移転、集約など再編整備を促進。

##### (2) 流通の効率化を促進させるための貨物取扱施設等の整備促進

[施策の趣旨]

- コンテナ貨物の輸送効率化を進めるべく港湾間のコンテナ貨物の横もち輸送の迅速化や空コンテナ輸送の効率化を促進するため、スーパー中樞港湾以外の荷主や物流事業者からのニーズがある港湾においても、共同デポの整備を進める。
  
- また、港湾発着国際コンテナ貨物の港湾と国内各地間の輸送において、定時制の確保の観点、長距離輸送の場合のコスト軽減化の観点などから鉄道を活用するニーズが高まっており、鉄道輸送との連携を強化する。

[施策のイメージ]

1) 共同デポの整備促進

- ・ 国際コンテナ貨物の流通円滑化に資する共同デポの整備促進

2) 港湾・鉄道コンテナ貨物積卸しデポ施設の整備促進

- ・ 国際コンテナ貨物を港湾から鉄道に、あるいは鉄道から港湾に接続して輸送するニーズが高い港湾において、鉄道積卸しデポ施設（コンテナ貨物積卸し施設、コンテナヤードなど）の整備を促進。
- ・ 鉄道との連携強化のため、一般道路と臨港道路との連携による道路アクセスの機能強化を図る。

**(3) 流通の効率化を促進させるためのインフラ施設の整備促進**

[施策の趣旨]

- 港湾国際流通拠点において民間事業者による特定流通業務施設の立地を促進させるため、臨港道路、休憩所などの所要のインフラ施設の整備を重点的に進める。  
また、コンテナターミナルと港湾流通拠点地区との一体的な整備・運用を図るため、特殊コンテナの輸送も可能な連絡道路の整備を進める。

[施策のイメージ]

1) 港湾流通拠点地区の形成に必要な用地造成の支援

- ・ 民間事業者による特定流通業務施設整備のインセンティブとしての地盤改良等に対する支援を検討。

2) コンテナターミナルと港湾国際流通拠点との連絡道路等の整備促進

- ・ 45フィートコンテナなどの特殊コンテナや連結コンテナの効率的、かつ経済的な輸送が可能となるよう、連絡道路の整備を推進する。

また、港湾と鉄道間の国際コンテナ貨物の接続のニーズがある港湾において、港湾と鉄道貨物ターミナル間の連絡アクセス道路の整備を推進する。

### 3) 港湾地区における就労環境の改善

- ・ 港湾国際流通拠点における物流機能を支える労働関係の安定化に資するべく、当該拠点の就労者等を対象とする利便施設、港湾緑地の整備など、就労環境の改善を目指す。

## **(4) コンテナターミナルと港湾国際流通拠点との一体的な運用の促進**

### [施策の趣旨]

- 港湾におけるリードタイム（ここでは港湾に到着してから港湾を出ることが可能となるまでの時間と定義）の短縮、輸送コストの軽減のために、コンテナターミナルと港湾国際流通拠点との一体的な整備・運用に取り組むこととしている。

その一環として、流通業務の効率化および円滑化に資する貨物輸送、港湾利用などの総合的な情報化を推進する。特に、国際物流に関する民間業務の電子化を更に進展させるため、国際物流に係る民間システム、行政システム等のシステム間の効率的なデータ相互運用が可能となるよう、国際標準に準拠した電子化の共通ルールとして港湾物流情報プラットフォームの推進を図ることが必要。さらに、保安と物流の効率性の両立の観点から、コンテナターミナル等港湾施設の出入管理における本人確認を確実にするとともに、物流の効率性を向上するため、出入管理の高度化を図ることが必要。

### [施策のイメージ]

#### 1) 港湾国際流通拠点における情報通信基盤の高度化促進

- ・ コンテナターミナルと港湾国際流通拠点との一体的な運用に向け総合的な情報化を進めるため、共同利用型の港湾物流情報プラットフォームに基づいた共同利用型の情報通信基盤施設の整備を進める。

#### 2) 港湾流通拠点における情報化の促進

- ・ 民間事業者による流通業務施設の整備に際して、物流の効率化とセキュリティー強化の観点から、国際コンテナ物流における電子タグ活用などIT化を促進。

#### 3) 保安と物流の効率性の両立の促進

- ・ コンテナターミナル等の港湾施設における出入者・車両確認システムの自動化、全国共通化を行うことにより、なりすまし防止等出入管理の徹底といった保安性の向上を確保した上で、物流の効率化にも資するノンストップゲートシステムの構築等を進める。



## **(5) 迅速かつ円滑な輸出入手続きの整備**

### [施策の趣旨]

- 国際物流のリードタイムの短縮を図るうえで、迅速かつ円滑な通関手続き、各種保税制度の有効な活用が重要である。

通関行政においては、予備審査制、到着即時許可制度、簡易申告制度、税関の執務時間外通関体制の整備、臨時開庁手数料の軽減などがなされ、また、保税制度関係では、非居住者の部品供給メーカーに対し、保税、通関の事務処理を行える仕組みの整備などがなされてきた。

今後とも、荷主や物流事業者の物流ニーズの動向に対応して、更なる措置を検討することが必要。

- 検疫や入国管理についても、通関行政での先行的な取り組みに併せて、改革を推進することが必要。特に、食品や花卉といった鮮度管理やきめの細かい取り扱いが求められる貨物については、手続きの処理時間の短縮、検査中の品質管理の徹底などについて検討が必要。

### [施策のイメージ]

#### 1) 通関、保税制度関係

- ・ 港湾国際流通拠点とコンテナターミナルの全体としての総合保税地域指定を促進。

#### 2) 検疫、入国管理関係

- ・ 植物検疫、動物検疫における時間外手続き体制の強化、これら検疫関係手続きの一層の効率化、迅速化を促進。
- ・ 植物検疫のニーズの高い地域において共同利用型の燻蒸施設の整備を支援。

## **5. 国際流通拠点形成方策の進め方**

- 今後、「流通業務総合化・効率化促進法」（仮称）における「港湾流通拠点地区」制度を活用した港湾国際流通拠点形成事業の創設に取り組む。（添付資料参照）

## **6. 今後の課題**

### **(1) 経済産業戦略の一環としての港湾国際流通拠点の形成**

- 今回の提言取りまとめにあたっては、わが国を発着地とするコンテナ貨物流通の効率化の観点からの「港湾国際流通拠点」形成方策を中心に検討してきた。

昨今の東アジア主要港湾における取り組みの状況等を踏まえ、総合保税地域のメリットを活かした価値付加機能を担う港湾国際流通拠点の形成のあり方などについても、今後検討が必要。

## **(2) 港湾国際流通拠点の形成に向けたハード面の施策の一層の充実**

- 流通業務施設の立地促進を図る上で、既存老朽化施設、陳腐化施設等の面的な再編整備が重要。

また、既存倉庫などの移転跡地については、商業・業務系施設のポテンシャルがあるところも多く、民間のノウハウを最大限に活用した賑わい創出を進める観点も重要。

そこで、古い倉庫などを再編して「港湾国際流通拠点」を形成し、一方で移転跡地における地域活性化や賑わい創出を図る事業のスキーム、支援方策などについて、今後検討が必要。

## **(3) 港湾国際流通拠点の形成に向けたソフト面の施策の一層の充実**

- 輸出入手続きや保税制度の活用などの課題について、更に検討を深めることが必要。

例えば、自動車その他の製品の部品等に関するVMI機能を持つためには、これら輸出入品を複数組み合わせる場合の保税扱いなどについて更なる検討が必要。

- 港湾コスト全体を低減させていくためには、港湾運送に係るコストのみならず、岸壁使用料など港湾コストを構成する各種コストを総合的に見直していくことが必要であり、別途検討を行う必要がある。

## **(4) 民間のノウハウを活用した公共・公益施設の整備手法の開発**

- 流通業務施設の立地を促進させるためには、当該拠点における臨港道路、臨港交通施設、休憩所、駐車場などの各種インフラの整備が流通業務施設を立地する地区と一体的に密接な連携を図りつつ進められることが重要。

このため、民間のノウハウを活用しつつ、これら公共施設の整備促進を図ることが必要であり、これら公共施設の整備に民間が参画する手法としてのPFI事業、民間提案型の公共・公益施設整備などの手法について更なる検討が必要。

以上